

英国現代奴隷法に関するステートメント（参考訳）

1. 本ステートメントについて

英国の Modern Slavery Act 2015（以下、「Slavery Act」という）に基づき、矢崎総業株式会社（以下、当社）を親会社とする矢崎グループ（以下、当社グループ）が、自らの事業およびそのサプライチェーン内において現代奴隷ならびに人身取引が発生しないことを確保するために実施している措置を、本ステートメントにより開示する。本ステートメントの対象期間は、2022年度（当社については2022年6月21日から2023年6月20日まで、Yazaki Europe, Limited.（以下、矢崎ヨーロッパ）については2022年4月1日から2023年3月31日まで）とする。

当社グループは、自らの事業およびそのサプライチェーンにおける現代奴隷ならびに人身取引に対し、全面的に反対の意思を表明する。

当ステートメントでは、現代奴隷や人身取引について、Slavery Act 上の定義および概念に従う。

なお、Slavery Act における報告義務がある組織には矢崎ヨーロッパのみが該当するが、欧州法人を含む当社グループのステートメントとして両社が合同で作成のうえ、それぞれ開示する。ステートメントを開示するにあたり、両社の取締役会は、当社製品のサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みである当ステートメントの内容を確認し、両社それぞれが特定する人権課題を認識した。

2. 事業内容（対象期間末日付のデータ）

当社グループの中核事業は、自動車部品の製造・販売である。またそれ以外にも、電線や空調機器、ガス機器等の製造・販売も行っている。

当社は、登記上の本社を東京に置くが、実質的な本社機能は静岡県裾野市に置いている。当社グループの法人数は141社、それらは46の国と地域に所在し、グローバルでの雇用総数は約241千名である。当社グループは、欧州、アジア、米州（北米・中南米）、アフリカといった広範な地域で事業を展開しており、英国における事業は、英国の Basildon に本社を置く矢崎ヨーロッパが行っている。

3. サプライチェーンの概要

当社グループは、製品の部品や材料を、日本の国内外の様々なサプライヤーから購入している。

当社グループは、サプライチェーン内の取引先（一次サプライヤー）に対して、後述する関連方針に基づき、適切な対応を取ることを要請している。更に、より広いサプライチェーンに影響を及ぼすため、当社グループは、一次サプライヤーはもとより、その取引に関連する二次以降のサプライヤーに対しても、一次サプライヤーを通じて当社グループの関連方針を適用することを推奨している。これにより、サプライチェーン全体における現代奴隷および人身取引のリスクが低減するものと考えている。

4. 矢崎の関連方針

方針の全体像

当社は、自らの事業およびそのサプライチェーンにおいて、いかなる現代奴隷や人身取引もないことを確保するよう、グループとしての方針を策定し、役員、従業員およびサプライヤーに対して周知している。これらの方針は、主管部署が起案し、当社の取締役会またはその他経営会議で議論したうえで採択され、当社グループの各部門・従業員に展開される。

具体例として、当社グループのグローバル方針類には、次のものが含まれる：

- ・ 矢崎グループ人権方針（日本語・英語）
- ・ CSR 方針（日本語・英語）
- ・ 責任ある鉱物調達方針（日本語・英語）
- ・ 行動基準（日本語・英語等）
- ・ 仕入先様 CSR ガイドライン（日本語・英語）

矢崎グループ人権方針

当方針は、人権尊重に関する当社グループの基本的な方針を定めるもので、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際規範を支持・尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、国連指導原則）の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすことを宣言している。

なお、矢崎グループ人権方針は、人権尊重について言及がある当社グループの個別の関連方針や文書（CSR 方針、責任ある鉱物調達方針、行動基準等）の上位に位置づけられる。

矢崎グループ人権方針は、人権侵害防止に必要な措置を講じるために、当社グループ各社およびそのすべての役員・従業員に適用されるほか、当社グループの取引先などの関係者に対しても、賛同し、人権の尊重に努めていただくよう要請している。

CSR 方針

当社グループは、社是「世界とともにある企業」「社会から必要とされる企業」実現のため、経営基本方針を定め企業活動を行っている。この経営基本方針を CSR の観点で再整理し具体化することにより、ステークホルダーへの責任を明らかにした「CSR 方針」は、「法令等の遵守」、「調達活動における配慮」、「人権の尊重」、「安全で健康的な労働環境」、「従業員の能力開発」等の人権関連事項を定めている。ステークホルダーの声に耳を傾け、事業活動を通じて CSR 方針を実践することにより、社会の持続可能な発展に貢献することをめざしている。

責任ある鉱物調達方針

当社は、コンゴ民主共和国およびその隣接国を含む紛争地域や高リスク地域（CAHRAs-Conflict Affected and High-Risk Areas）において、児童労働を含むあらゆる人権侵害やその他の社会問題に由来する鉱物の使用を回避するため「責任ある鉱物調達方針」を制定している。当該方針に基づき、米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）や EU 紛争鉱物規則、OECD（経済協力開発機構）の「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」など、調達に関する社会的な要請の高まりに応え、自社としての責任を果たすよう努めている。具体的には、仕入先や各種業界団体と連携しながら、当社製品に使用されている鉱物（錫、タンタル、タングステン、金、コバルト）の産出元である製錬業者の調査を行い、責任ある鉱物調達を推進する国際的な団体である RMI（Responsible Minerals Initiative）の監査プログラムに適合した製錬所の使用に向けた取り組みを実施している。また、RMI の会員として、同団体による責任ある鉱物調達の推進活動に協力している。

行動基準

当社グループにおいて、各国・地域の法令や慣習等に適したかたちで、行動基準についての役員および従業員向けのハンドブックを作成している。当ハンドブックは前述の CSR 方針に沿って、「法令等の遵守」、

「調達活動における配慮」、「人権の尊重」、「安全で健康的な労働環境」、「従業員の能力開発」等の関連セクションをカバーしている。特に「人権の尊重」のセクションでは、当社グループの事業活動において、強制労働および児童労働が行われないように細心の注意を払う旨を定めている。また、経営基本方針やそれに基づく CSR 方針を記載しており、当社グループの役員および従業員には当該ルールに従い、一貫した行動を取るよう求めている。

欧州においては、矢崎ヨーロッパが欧州地域の法人・役員および従業員に適用される Code of Conduct を策定し、事業活動における倫理的行動を定めている。

矢崎ヨーロッパの Code of Conduct は、域内法人による各国法令の遵守のみならず、すべての役員および従業員が、個人の責任として適用法令を認識、遵守するよう求めている。

この Code of Conduct は、すべての役員および従業員が取引先とより倫理的かつ誠実に取引することを奨励し、地域社会や行政などすべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することを目的としている。また、CSR 方針、人権方針、Code of Conduct を基に、成果主義とチームワークの強い風土を醸成することで、役員および従業員が会社の発展についての当事者意識を共有できる職場づくりをめざしている。

Code of Conduct には、社会の一員である矢崎ヨーロッパの責任の一環として、人権尊重の項目を独立して設けてある。同項目では、強制労働や児童労働の防止についての取組みを規定している。

この Code of Conduct は、Slavery Act.の遵守を確実にする目的を含め、すべての役員および従業員が、すべての適用可能な法律および社内規則に準拠して、社会的責任のある方法および倫理的に行動することによって、人権を保護するための行動の指標となる。

Code of Conduct は、すべてのステークホルダーが閲覧できるよう、イントラネットおよびインターネットサイトで公開されている。(https://www.yazaki-europe.com/fileadmin/user_upload/Yazaki_Europe_Code_of_Conduct_20210922.pdf).

仕入先様 CSR ガイドライン

「仕入先様 CSR ガイドライン」では、法令等の遵守、人権の尊重、強制労働および児童労働の禁止、安全で健康的な労働環境の確保等がカバーされており、仕入先には、当ガイドラインを含む当社グループとの合意事項の遵守と、違反等があった場合に速やかに当社に対し報告を行うことを求めている。

また、サプライチェーンにおける強制労働や児童労働等の人権問題への対応方針を明確に示すため、当ガイドラインを用いて当社グループの人権に関する方針を強調するとともに、仕入先に対して一層の CSR の取り組みの充実・強化を要請している。

矢崎ヨーロッパでは、前述の「仕入先様 CSR ガイドライン」に準ずる形で「Supplier Code of Conduct」を策定している。「Supplier Code of Conduct」は、当社グループによる CSR の要請事項についての相互理解および合意を目的として、矢崎ヨーロッパの仕入先に展開している。

矢崎ヨーロッパは、法制化の動きや義務を含む社会からの期待や要求に継続的に応え、その要求を自社のサプライヤーにも要請するために、前述の「Supplier Code of Conduct」の改訂を進めている。この改訂には、現代奴隷や人身取引を含む「人権」に関する更なる項目が含まれる。改訂作業を行うにあたっては、社会からの期待・要請、適用法規制、業界基準を考慮し、また日本本社とも連携し整合を図っている。

内部通報制度

当社グループでは、グローバルに適用される社内規程にて内部通報制度の要件を定め、その規定に沿って、従業員が会社内の不正・違法行為を通報することができる内部通報窓口を各地域内に設置している。

また、通報窓口は独立性の担保された外部弁護士事務所にも設置しているが、このような社外窓口を設置していない地域には、設置することを推奨している。これらの窓口を利用する通報者の匿名性や、通報したことで報復などの不利益が及ばないように、通報者保護の仕組みも前述の規程で定めている。2022年度は、国連指導原則に定められるグリーンバンスメカニズムとしての内部通報制度の要件に対する適合性の確認を実施した。また、日本の公益通報者保護法の改正を踏まえた社内規則の改定・展開・教育を実施した。グローバルでは、前述の地域内の内部通報制度に加え、重大な法令違反の早期発見と予防を目的として、海外拠点から日本本社へ直接通報を受け付ける「グローバル内部通報制度」の導入に着手した。

矢崎ヨーロッパでは、Code of Conduct や法令に違反し、または違反する可能性のある行為を匿名または顕名で受け付けるため、社内・社外の個人がウェブサイト上でアクセスできる総合的な「内部通報ホットライン」を運用している。さまざまな報告事項の中でも、特に人権侵害を含む法令違反について、従業員やビジネスパートナーからの報告を受ける機会を設けている。この対応を通じて、サプライチェーンを含めた人権侵害の特定、調査、是正を図っている。2022年度は、グループ全体の人権尊重の活動に沿って、国連指導原則に示されるグリーンバンスメカニズムの実効性確保の要件と内部通報ホットラインとの適合性の評価を行った。その結果、内部通報ホットラインはグリーンバンスメカニズムの要件を充たしていることが確認された。

2022年度は、当社グループ全体において現代奴隷や人身売買に関する通報は報告されていない。

5. リスクアセスメントおよびデュー・ディリジェンス

当社グループでは、児童労働・強制労働等の防止を含む人権全般に対する人権デュー・ディリジェンスを実施している。

具体的には、人権に関するリスク評価、ならびにリスク低減に向けた仕組みの整備状況および業務の適切性に関する点検を、拠点ごとに年次で実施している。拠点による評価・点検の結果は、各地域に設置された内部統制委員会に報告され、リスクへの対応状況や是正措置の適切性・十分性についての審議および対応状況のモニタリングが行われている。

2022年度は、前年度に引き続きグローバル全ての自社拠点にて人権リスク評価を実施した。リスク評価の結果に基づき、リスクが認められた項目への対応について、地域を統括する法人がグローバル内部統制委員会で報告を行い、事案のモニタリングや、他地域への情報共有を行った。今後も引き続きリスク低減に向けたグローバルな取り組みを進める。

また、自社拠点において児童労働が発生しないよう、当社グループ各社が所在する国・地域における国際規範や各国法令による就業最低年齢の遵守状況についての調査を実施し、対応状況のモニタリングを行っている。2022年度は105法人に対して実施し、全法人において問題は見つからなかった。今後も遵守状況を継続して確認していく。

加えて、サプライチェーンを含む人権デュー・ディリジェンスとして、前述の仕入先様 CSR ガイドラインおよびそのモニタリングツールを活用した仕入先の人権リスクの評価、リスク低減に向けた取り組み状況のモニタリング、是正措置を実施している。2022年度は、日本、アセアン、中華圏の仕入先1,515社に対し人権デュー・ディリジェンスを行った。人権リスクに関する仕入先の自己評価の結果に基づき、詳細の状況を確認したい仕入先に現場監査を実施し、正確な現状把握や仕入先様 CSR ガイドラインへの理解促進の取り組みを行っている。今後、人権デュー・ディリジェンスを継続実施していく中で、仕組みの改善や、他地域への導入を行っていく。

欧州においては、矢崎ヨーロッパを中心としてリスクマネジメント活動を導入しており、人権を含むリ

スク対応を行っている。当該活動では、日常管理の改善を通じたリスク低減の施策を全ての拠点で行うとともに、その取り組み状況や重大なリスクの有無等について年次評価を行っている。

矢崎ヨーロッパでは、グローバルな取り組みとして進める人権に関するリスク評価・点検に加え、欧州における現代奴隷や人身取引などの主要な法的リスクに関するリスク管理活動を経営陣とともに継続的に実施している。これには、潜在的な懸念事項がある場合の継続的な特別管理レポート、年2回のリスク評価、欧州内部統制委員会への報告が含まれる。このリスク管理活動を確実なものにするため、矢崎ヨーロッパのサプライチェーン全体のリスク管理に影響を及ぼすことが予想される EU コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令および関連する要求事項などの適用となる法令に関して、継続的に動向を注視し、必要な対応を行う。このようなリスクを管理するために、必要な内部統制を適宜実施する。2023年度は、矢崎ヨーロッパは本社のグローバル展開スケジュールに沿って、仕入先に対し人権リスクの調査・評価をおこない、人権デュー・ディリジェンス活動をモニタリングしていく。この活動により、サプライヤーの評価と必要に応じたリスク低減のアクションを行っていく。

6. パフォーマンス測定

2022年度は、前述の当社グループの拠点における人権デュー・ディリジェンスについて、グローバル全ての拠点で業務・管理の十分性・適切性に関する点検作業を行った。その結果を評価したところ重大なリスクは確認されなかったものの、社内規程の欠如といったリスクが認められたため、規程の作成・周知といった対策を講じリスクの低減に努めている。

また、当社グループの拠点における就業最低年齢の調査は、欧州を含め、当社グループ法人が所在する45の国と地域全てで実施し、各国法令における就業最低年齢および罰則、出生証明の有無、各国法令に基づくルールの有無等を確認し、児童労働に関する重大なリスクがないことを確認した。

仕入先に対する人権デュー・ディリジェンスについても、仕入先による自己評価と現場監査の結果、重大リスクがないことを確認した。併せて、仕入先における人権に関する課題やリスクの理解、更なる改善に向けた取り組みを促している。

矢崎ヨーロッパは、前述のリスクマネジメント活動におけるリスク評価を、より包括的かつ実効性のあるものとするべく、人権デュー・ディリジェンスの仕組みとの統合を進めている。この作業においては、統合した人権デュー・ディリジェンスのプロセスや対象範囲が、関連法規等による要件を満たすことを確認している。

2022年度は、前述の人権デュー・ディリジェンスを矢崎ヨーロッパが管轄する19か国33か所で実施した。この評価結果に基づき、現代奴隷や人身取引に関する具体的なリスクは確認されなかった。この分析結果は、現代奴隷と人身取引のリスク軽減と防止のための継続的改善の基礎として、欧州内部統制委員会とグローバル内部統制委員会に報告される。

7. 教育

当社グループは、前述の行動基準またはそれに準ずる文書を、各種社内教育において活用し、それらの内容に関するマネジメント層および従業員への周知、理解浸透を図っている。

例えば、マネジメント層が出席するグローバル内部統制委員会において、人権に関する最新動向や当社グループ拠点および仕入先への人権デュー・ディリジェンス実施状況を報告している。また、管理職、新入社員、中途採用社員および海外出向前の従業員を対象としたCSR研修の中で、人権の尊重や配慮について理解を深めることを目的に、人権に関するフレームワークの紹介や、自らの事業およびそのサプライチェーンにおける強制労働・児童労働等の人権リスクに関する説明を継続的に実施している。

さらに、仕入先に対しても、当社グループの CSR 方針および当該年度の調達方針を説明する機会を設け、これらに基づく要請事項を定期的に説明し、双方の理解の共通化、深化を図っている。

欧州においては、2022 年度の欧州内部統制委員会にて、当社グループが認識すべき人権リスクや法規制等の動向について、矢崎ヨーロッパの経営層・ミドルマネジメントに対する周知・教育を行った。また矢崎ヨーロッパが実施した人権デュー・ディリジェンスの結果も報告している。さらに、Code of Conduct の教育をトルコとモロッコの工場長らに実施した。今後も、欧州域内の法人と役員および従業員に対し、Code of Conduct の周知などのさらなる普及・啓発と関連する教育活動を実施する。

本ステートメントは、2023 年 8 月 30 日開催の矢崎総業株式会社の取締役会、および 2023 年 7 月 25 日付の Yazaki Europe, Limited の取締役会において承認された。

矢崎 陸

署名日 2023 年 8 月 30 日

矢崎 陸

矢崎総業株式会社

代表取締役社長

山田 宗範

署名日 2023 年 7 月 25 日

山田 宗範

Yazaki Europe, Limited

Chairman of the Board of Directors